



劇場、デパート、ホテルなどの建物は、その用途、規模、収容人員に応じて屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防用設備の設置が法律により義務づけられており、それらの工事、整備等を行うために必要な資格です。

※試験の日程等は、[\(一財\)消防試験研究センターのホームページ](#)をご覧ください。

★申し込み方法

書面申請については、消防本部予防課および管内の消防署・分署・出張所で受験願書をお受け取りいただけます。

試験に関する詳細は [\(一財\)消防試験研究センターのホームページ](#)をご覧ください。



【お問い合わせ】

新発田地域広域事務組合消防本部 予防課

電話 0254 (22) 8096

メール syobouka@shibata-kouiki.jp